

会 議 名	第2回 狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員会
開催日時	平成29年10月12日(木) 午後6時30分～午後8時10分
会 場	狭山市役所7階 職員研修室
出席者	狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員 17名 （欠席3名）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> <li>2. あいさつ</li> <li>3. 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）前回の委員会の振り返り <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例を制定する目的について</li> <li>・ 狭山市が目指す「協働のまちづくり」とは（市のビジョンについて）</li> </ul> </li> <li>（2）地区毎に実施した意見交換会について</li> <li>（3）基本理念について（協働ガイドライン・条例）</li> <li>（4）その他</li> </ol> </li> <li>4. 閉 会</li> </ol>
協議概要・ 決定事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> <li>2. 委員長あいさつ <p>なぜ、条例を作るのか？協働のまちづくりという明確な目的があり、また協働ガイドラインもある。そこを踏まえた上で条例を作る意味を見つけるのが、委員会を開催する意義である</p> </li> </ol>

### 3. 議題

#### (1) 前回の委員会の振り返り

庁内検討委員会で協働の領域がどこまでなのかについて話が出た。

職員においても分野によって考えが異なる。皆さんが考える協働の領域、特に「共助」の考えについて意見を伺いたい

#### (委員A)

対象によって考えは違う。福祉（特に生活保護など税金を投入する部分）は公助であり、地域活性化などの分野は「自助」の部分が大いと思う。「共助」は、共にリスクがある人が助け合うという意味になっている。

「互助」がむしろ「共助」になっている。

#### (委員B)

この時点でなぜ条例を作るのか？（ガイドラインがある中で）

概念は問題ではない。老人は助けてもらいたいと思っている。人を支える仕組みが必要である。（支えあいのネットワークを作るほうが必要）有料なら「自助」なのか？社協は「公助」なのか？関係ないのではないか。今ある制度をどううまく使っていくかが必要で、そういう制度をきちんとするのが大切。夫から聞けばまた違う意見が出る。

#### (委員C)

「助」という言葉がどうか？助けてあげるというニュアンスを感じてしまう。お金がないから市民に参加、ではなくここに求めるものは違ったものではないか？生き方として作っていくものでは？

助を他の言葉で表現しては？つながりとか。

#### (委員D)

抽象的ではなく具体的な課題の解決が必要。

今やっているジョイスタディでフリースクールをやりたいが、認められていない。フリースクールであれば出席と認められ、不登校の子の助けになる。（不登校の子は出欠を気にする）

制度の間隙を埋めるのが協働ではないか？

行き辛さを感じる子が輝くことができるように、弱者が住みやすいところが住みやすいまち。

→理念条例があるから実現できる、そういった条例を作っていければ。

(委員E)

農業は、よく話し合えている。特に若い従事者はコミュニケーションが取れている。(市長などと)

(委員F)

部署を異動すると関わりがなくなる。

我々はお金をもらってきているわけではない。

職員の想いがあるかどうか？

→市民には志民という言葉がある。行政に携わるものは意識の改革が必要。志政へ。

(委員G)

「自助」「共助」「公助」は、市民の立場では関係ない(定義は)

制度や縦割りの壁を越えて市民と繋がる課がほしい。(学校図書館指導員の話为例に挙げ)

(委員B)

学童保育と学校の関係についても同様で、学校は責任を持とうとしない。おせっかいなぐらいがいい。

(委員H)

時代が変わってきている、学校も縛りがあって難しいのでは？

(2) 地区毎に実施した意見交換会について

(委員I)

場(意見交換会)を設けてもらい有難い。参加した地域ごとに課題が異なることがわかった。

(委員J)

どうやって課題を解決するか、形にするのは難しいし、信頼関係作りが難しい。

(委員K)

街中の地区、昔からの住民のいる地域など地区毎に課題が異なる。

課題をだしあえてよかったのではないか？

「自助」、「共助」、「公助」などの概念は難しくわからない。

	<p>具体例を出してもらいたい。</p> <p>住みたい町をどう作るのか、意見交換会を定期的に行うのがいいのでは？包括支援センターが市役所の真ん中にあるところもある。狭山市の職員ももっと前に出てきてもらいたい。（狭山では包括支援業務が委託業務との意から）高齢者の見守りだけが民生委員の仕事ではない。赤ん坊から高齢者までをカバーする仕事であり、そこをベースに考えてほしい。</p> <p>(3) 基本理念について ガイドラインの理念は、参考程度にしたほうがいいのでは。</p> <p>(4) その他 なし</p> <p>4. 閉 会</p> <p>次回 1月26日（金）開催予定</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員会（H29.7.10）</li> <li>・「協働のまちづくり条例に関する意見交換会」の振り返り</li> <li>・協働ガイドラインにある協働の基本理念</li> <li>・平成29年度「協働のまちづくり条例（仮称）」の制定に向けたタイムスケジュール</li> <li>・狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員会名簿</li> </ul>
事務局	協働自治推進課 課長・主幹・主査 以上3名